

18. 体育事業の助成 申請方法／郵送

会社主催または会社内のサークル・同好会等で体育事業（契約外施設でのボウリング、ソフボール大会等）に参加した会員（家族を除く）に経費の一部を助成します。

助成内容：会員 1 人につき**年 3,000 円を上限**とします。（1 事業所当たり **20 万円上限**）

【 助成対象の例 】

非会員含めて 50 名（会員 49 名と非会員 1 名）で会社主催のボウリング費用 100,000 円の場合。

$100,000 \text{ 円} \div 50 \text{ 名} = 2,000 \text{ 円} / 1 \text{ 人当たり}$

$2,000 \text{ 円} \times 49 \text{ 名 (会員)} = 98,000 \text{ 円}$ 補助額 98,000 円

申請方法：「様式 2」体育事業助成金交付申請書に領収証のコピー（レシート不可、会社名の記載が必要）と料金の内訳を添付し、共済会事務局まで郵送してください。

（メール・FAX の申請不可）

※経費をインターネットでお支払した場合は、支払済であることが確認できる明細を添付してください。振込手数料は助成の対象外です。

※ご提出いただいた書類で体育事業を行ったと判断しかねる場合は、社内報告書等のコピーのご提出をいただく場合もございますのでご承知ください。

※「様式 2」は www.hckenpo.jp/kyosai_info/ よりダウンロードできます。

助成金交付：申請を受理してから記載内容に不備等がなければ 1 カ月以内に申請者指定の口座に振り込まれます。

申請期限：2026 年 3 月 31 日共済会事務局必着